

件名	「(仮称)足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」のパブリックコメントの実施結果について
所管部課名	福祉部高齢者施策推進室高齢者地域包括ケア推進課
内容	<p>足立区において地域共生社会を目指し、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための条例制定にあたり、区民等から広く意見を聴取するためパブリックコメントを実施した。ついては、実施結果及び寄せられた意見に対する区の考え方について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 条例案</b> 別紙1「(仮称)足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」参照</p> <p><b>2 パブリックコメントの実施結果</b> (1) 令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで (2) 意見提出件数 3件(3人) ※ 意見受付フォーム 2件(2名)、窓口受付 1件(1名) (3) パブリックコメント実施の周知方法 ア あだち広報(8月25日号) イ Aメール、X(旧Twitter)、Facebook ウ 区ホームページ エ 令和7年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会への報告 オ 足立区地域包括ケア推進会議認知症部会委員への個別周知 カ 地域包括支援センター長への個別通知 キ 地域包括支援センター連絡会での周知 ク 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会での周知</p> <p><b>3 提出された意見の概要及び区の考え方</b> 別紙2のとおり</p> <p><b>4 今後の方針</b> (1) 厚生委員会終了後、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を区ホームページで公表する。 (2) 令和8年2月に開催される令和8年第1回定例会へ条例制定の議案を提出する。</p>

## (仮称) 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例 (案)

足立区は、認知症や認知症である者（以下「認知症の人」という。）を正しく理解し、認知症とともに区民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指し、認知症に関する様々な施策（以下「認知症施策」という。）を展開してきました。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）の制定を踏まえ、足立区では認知症施策をさらに推進し、認知症の有無に関わらず、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、支え合うことで、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた区民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 2 条の状態を定める政令（令和 5 年政令第 3 6 7 号）で定める状態をいう。
- (2) 家族等 家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 区民 区内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 区内において、事業活動を行う者又は団体をいう。

### (基本理念)

第 3 条 区、区民及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組を行うものとする。

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その意思が尊重され、日常生活及び社会生活の中で意見を表明するとともに、社会に参加する機会を確保することで、住み慣れた区に自分らしく暮らすことができること。
- (2) 区民及び事業者が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることで、認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができること。
- (3) 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができること。
- (4) 認知症の人の考えを十分に尊重しながら、良質かつ適切な医療・福祉サービスを途切れることなく受けられるよう必要な体制を整えること。
- (5) 教育、雇用、保健、医療、福祉、地域づくりその他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

### (区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、区民及び事業者と行政各部所管が横断的に連携し、及び協働しながら、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、継続的かつ発展的に推進しなければならない。

- (1) 区民及び事業者に対し、認知症や認知症の人に関する学びの機会を積極的に提供し、地域全体で認知症の人への理解を深めるための施策
- (2) 認知症の人及びその家族等の意思決定に係る支援及び権利利益の保護のための施策
- (3) 認知症の人及びその家族等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るための施策
- (4) 認知症の人及びその家族等を地域の連携及び協働によって支え合い、認知症の人の社会参加につながるための取組及び環境整備に関する施策
- (5) 認知症の人が地域の一員として、自らの経験や知見を活かし、社会に貢献する機会を確保するための施策
- (6) 認知症の人及びその家族等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析及び提供
- (7) 認知症の予防に関する啓発及び知識の普及並びに認知症の取組に関する活動の支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人及びその家族等が地域で安心して暮らすために必要な施策

### (区民の役割)

第5条 区民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症の人及びその家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人に対し、その状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 区内において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、認知症の人が必要なサービスを選択することができるよう配慮し、及び情報を提供するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

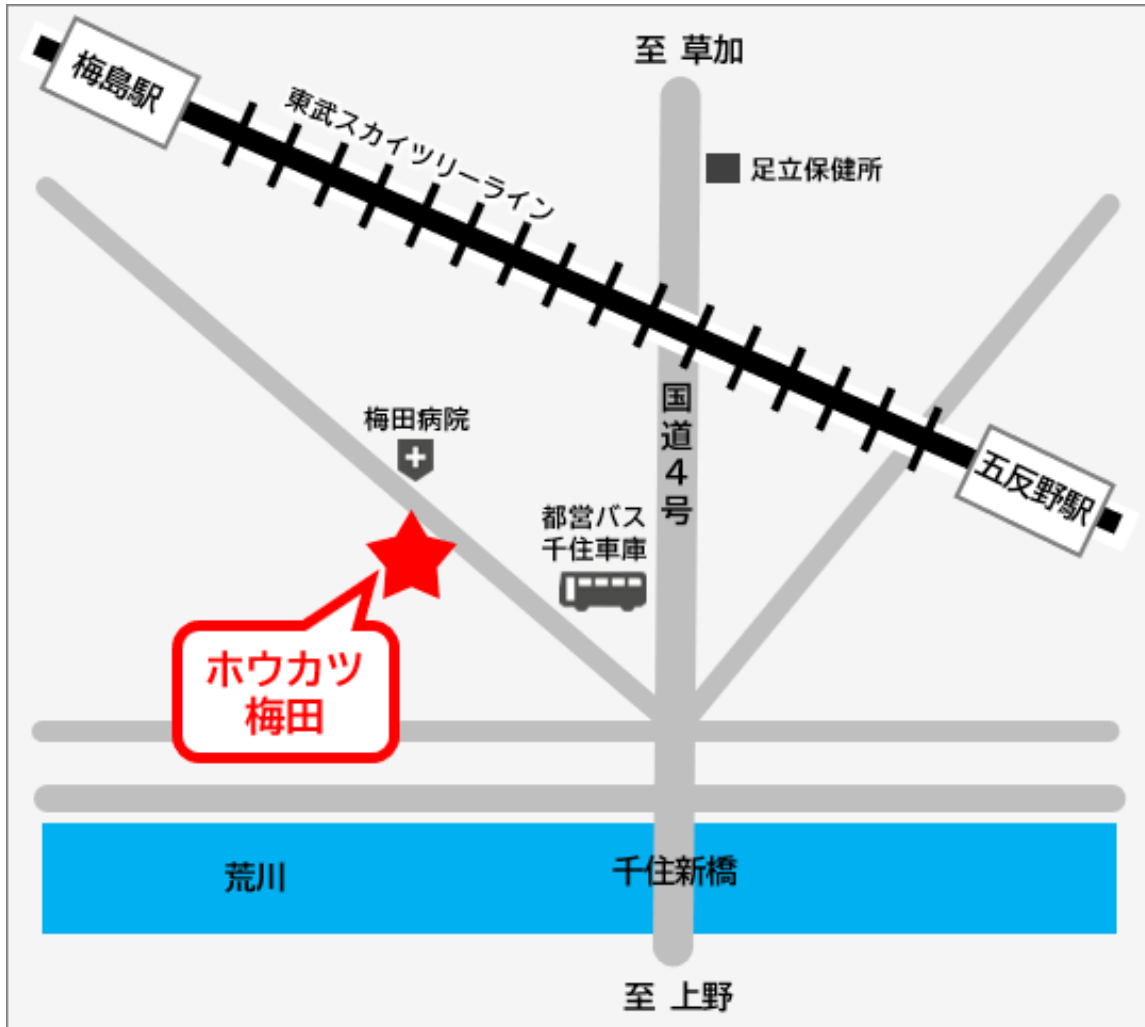
### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

件名	<b>地域包括支援センター関原の移転および名称変更について</b>															
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課															
内容	<p>「地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）関原」の所在地および名称を変更する。</p> <p><b>1 移転・名称変更日</b> 令和8年3月22日（移転後の業務開始日：3月23日）</p> <p><b>2 ホウカツ関原の現所在地での課題</b> (1) ホウカツ関原の現所在地が、担当地域（梅田二丁目から八丁目）外である。 (2) 現施設は、築58年を経過しており、各設備の故障や雨漏りが発生するなど老朽化が著しい。</p> <p><b>3 移転場所</b></p> <table border="1" data-bbox="365 965 1369 1227"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>移転先（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>ホウカツ関原</td> <td>ホウカツ梅田</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>関原二丁目10番10号</td> <td>梅田二丁目15番12号（※）</td> </tr> <tr> <td>広さ</td> <td>70.60 m<sup>2</sup></td> <td>約105 m<sup>2</sup>（32坪）</td> </tr> <tr> <td>築年数</td> <td>築58年</td> <td>築40年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 資料3-1地図参照</p> <p><b>4 ホウカツ名称を変更する理由</b> 「ホウカツ関原」は担当地域外（関原二丁目）に設置していたため、現在の名称を使用していたが、担当地域内である梅田二丁目への所在地移転に伴い、名称変更が必要となったため。 なお、足立区関原を管轄するホウカツは、「ホウカツ本木関原」であり、担当地域の変更は生じない。</p> <p><b>5 運営委託法人</b> 社会福祉法人 足立区社会福祉協議会</p> <p><b>6 今後の方針</b> 所在地や名称の変更について、あだち広報、ホームページによる情報発信や、担当地域内の町会・自治会への丁寧な説明に加え、回覧板、掲示板の活用等により、区民への周知徹底を図ることで、支障が出ないように移行を進めていく。</p>		現状	移転先（予定）	名称	ホウカツ関原	ホウカツ梅田	所在地	関原二丁目10番10号	梅田二丁目15番12号（※）	広さ	70.60 m <sup>2</sup>	約105 m <sup>2</sup> （32坪）	築年数	築58年	築40年
	現状	移転先（予定）														
名称	ホウカツ関原	ホウカツ梅田														
所在地	関原二丁目10番10号	梅田二丁目15番12号（※）														
広さ	70.60 m <sup>2</sup>	約105 m <sup>2</sup> （32坪）														
築年数	築58年	築40年														



新住所予定地：足立区梅田二丁目15番12号

件名	「介護の日」のイベント実施について									
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 <u>介護保険課</u> 、高齢者地域包括ケア推進課									
内容	<p>11月11日の「介護の日（※）」に合わせて、介護従事者やボランティア活動者の表彰式と、区役所訪問者に向けたイベントを下記のとおり開催する。</p> <p>※ 厚生労働省が毎年11月11日を、高齢者や障がい者等への介護を重点的に啓発する日として制定。</p> <p><b>1 介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞表彰式</b></p> <p>介護従事者およびボランティア活動の皆さんへ褒賞を贈ることで、モチベーションの維持・向上を図る。</p> <p>(1) 日時 令和7年11月11日（火・介護の日）午後2時から午後4時</p> <p>(2) 場所 庁舎ホール</p> <p>(3) 主催・共催 主催＝足立区、共催＝足立区介護サービス事業者連絡協議会</p> <p>(4) 目的・対象者等</p> <p>ア 介護従事者永年勤続褒賞</p> <p>(ア) 目的 区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図る。</p> <p>(イ) 対象者 介護職員として、区内の事業所に5年以上、10年以上または15年以上勤務している、成績優秀な方。約690名。</p> <p>(ウ) 記念品</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>図書カード</td> <td>5年以上＝</td> <td>5,000円分（約320名）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年以上＝</td> <td>10,000円分（約220名）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15年以上＝</td> <td>15,000円分（約150名）</td> </tr> </table> <p>イ 元気応援ポイント事業活動褒賞</p> <p>(ア) 目的 元気高齢者のボランティア活動の継続と意欲向上を図る。</p> <p>(イ) 対象者 過去累計5年以上、10年以上または15年以上、年間30時間以上のボランティア活動を行い、活動交付金を申請した方。 約60名。</p>	図書カード	5年以上＝	5,000円分（約320名）		10年以上＝	10,000円分（約220名）		15年以上＝	15,000円分（約150名）
図書カード	5年以上＝	5,000円分（約320名）								
	10年以上＝	10,000円分（約220名）								
	15年以上＝	15,000円分（約150名）								

(ウ) 記念品

区内共通商品券 5年以上＝ 5,000円分 (約35名)

10年以上＝10,000円分 (約20名)

15年以上＝15,000円分 (約 5名)

※ アの事業所代表、イの代表者に褒状及び記念品を授与する。

## 2 介護の日の催し

来庁者に向けて、福祉用具の展示や体験ができるイベントを開催し、将来的に必要な「介護」を身近なこととしてとらえるきっかけとしてもらう。

(1) 日時

令和7年11月11日 (火・介護の日) 正午から午後4時

(2) 場所 区役所中央館1階アトリウム

(3) イベント1 「介護の日フェスティバル」

ア 主催 足立区介護サービス事業者連絡協議会

イ 内容 (予定)

(ア) 福祉用具展示 (特殊寝台、車いす、歩行器など)

(イ) 介護体験 (リフトを使用し特殊寝台から車いすに移乗)

(ウ) 見守りサービス展示・体験 ほか

(4) イベント2 介護予防連携事業「あだち脳活ラボ」ガラガラ抽選会

ア 主催 足立区

イ 内容

(ア) 「あだち脳活ラボ」登録者を対象に、ハズレなしでオリジナルグッズが当たるガラガラ抽選会

(イ) 「あだち脳活ラボ」の登録サポート実施

## 3 今後の方針

関係団体と緊密な連携をとりながら準備を進めていく。

件名	令和7年度あだちの介護保険（令和6年度実績）について																																																																																																								
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																																																																																								
内容	<p>「令和7年度あだちの介護保険（令和6年度実績）」がまとまったので、別添のとおり報告する（冊子は当日配付）。</p> <p>※ 数値は令和7年3月31日現在の実績値。（ ）内は前年同日の実績値。</p> <p><b>1 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）の状況</b></p> <p>(1) 65歳以上の被保険者数は微減</p> <table border="1" data-bbox="400 734 1485 1263"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">5年度末</th> <th colspan="2">6年度末</th> <th colspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>人数(人)</th> <th>割合</th> <th>人数(人)</th> <th>割合</th> <th>人数(人)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一号被保険者数</td> <td>168,624</td> <td>100.0%</td> <td>168,022</td> <td>100.0%</td> <td>▲602</td> <td>▲0.36%</td> </tr> <tr> <td>要支援1</td> <td>4,582</td> <td>2.7%</td> <td>4,548</td> <td>2.7%</td> <td>▲34</td> <td>▲0.74%</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>4,926</td> <td>2.9%</td> <td>5,094</td> <td>3.0%</td> <td>168</td> <td>3.41%</td> </tr> <tr> <td>要支援計</td> <td>9,508</td> <td>5.6%</td> <td>9,642</td> <td>5.7%</td> <td>134</td> <td>1.41%</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>5,696</td> <td>3.4%</td> <td>5,728</td> <td>3.4%</td> <td>32</td> <td>0.56%</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>7,490</td> <td>4.4%</td> <td>7,791</td> <td>4.6%</td> <td>301</td> <td>4.02%</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>5,834</td> <td>3.5%</td> <td>5,936</td> <td>3.5%</td> <td>102</td> <td>1.75%</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>5,421</td> <td>3.2%</td> <td>5,492</td> <td>3.3%</td> <td>71</td> <td>1.31%</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>3,855</td> <td>2.3%</td> <td>3,740</td> <td>2.2%</td> <td>▲115</td> <td>▲2.98%</td> </tr> <tr> <td>要介護計</td> <td>28,296</td> <td>16.8%</td> <td>28,687</td> <td>17.0%</td> <td>391</td> <td>1.38%</td> </tr> <tr> <td>要支援・要介護計</td> <td>37,804</td> <td>22.4%</td> <td>38,329</td> <td>22.7%</td> <td>525</td> <td>1.39%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 65歳以上の被保険者数は、住所地特例制度（施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる制度）があるため、「65歳以上人口」とは一致しない。</p> <div data-bbox="475 1435 1465 1921"> <table border="1" data-bbox="1082 1435 1465 1921"> <tr> <td>要支援 1</td> <td>2.7%(2.7%)</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>3.0%(2.9%)</td> </tr> <tr> <td>要介護 1</td> <td>3.4%(3.4%)</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>4.6%(4.4%)</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>3.5%(3.5%)</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>3.3%(3.2%)</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>2.2%(2.3%)</td> </tr> </table> <p>※( )内は令和5年度</p> </div> <p>(2) 介護保険料現年分収納率は前年度と同率 99.1% (99.1%)</p> <p>※ 収納率はいずれもそれぞれの年度の出納閉鎖日（5月31日）現在。</p>		5年度末		6年度末		増減		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	第一号被保険者数	168,624	100.0%	168,022	100.0%	▲602	▲0.36%	要支援1	4,582	2.7%	4,548	2.7%	▲34	▲0.74%	要支援2	4,926	2.9%	5,094	3.0%	168	3.41%	要支援計	9,508	5.6%	9,642	5.7%	134	1.41%	要介護1	5,696	3.4%	5,728	3.4%	32	0.56%	要介護2	7,490	4.4%	7,791	4.6%	301	4.02%	要介護3	5,834	3.5%	5,936	3.5%	102	1.75%	要介護4	5,421	3.2%	5,492	3.3%	71	1.31%	要介護5	3,855	2.3%	3,740	2.2%	▲115	▲2.98%	要介護計	28,296	16.8%	28,687	17.0%	391	1.38%	要支援・要介護計	37,804	22.4%	38,329	22.7%	525	1.39%	要支援 1	2.7%(2.7%)	要支援 2	3.0%(2.9%)	要介護 1	3.4%(3.4%)	要介護 2	4.6%(4.4%)	要介護 3	3.5%(3.5%)	要介護 4	3.3%(3.2%)	要介護 5	2.2%(2.3%)
	5年度末		6年度末		増減																																																																																																				
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合																																																																																																			
第一号被保険者数	168,624	100.0%	168,022	100.0%	▲602	▲0.36%																																																																																																			
要支援1	4,582	2.7%	4,548	2.7%	▲34	▲0.74%																																																																																																			
要支援2	4,926	2.9%	5,094	3.0%	168	3.41%																																																																																																			
要支援計	9,508	5.6%	9,642	5.7%	134	1.41%																																																																																																			
要介護1	5,696	3.4%	5,728	3.4%	32	0.56%																																																																																																			
要介護2	7,490	4.4%	7,791	4.6%	301	4.02%																																																																																																			
要介護3	5,834	3.5%	5,936	3.5%	102	1.75%																																																																																																			
要介護4	5,421	3.2%	5,492	3.3%	71	1.31%																																																																																																			
要介護5	3,855	2.3%	3,740	2.2%	▲115	▲2.98%																																																																																																			
要介護計	28,296	16.8%	28,687	17.0%	391	1.38%																																																																																																			
要支援・要介護計	37,804	22.4%	38,329	22.7%	525	1.39%																																																																																																			
要支援 1	2.7%(2.7%)																																																																																																								
要支援 2	3.0%(2.9%)																																																																																																								
要介護 1	3.4%(3.4%)																																																																																																								
要介護 2	4.6%(4.4%)																																																																																																								
要介護 3	3.5%(3.5%)																																																																																																								
要介護 4	3.3%(3.2%)																																																																																																								
要介護 5	2.2%(2.3%)																																																																																																								

## 2 保険給付状況

### (1) 介護サービス受給者数

32,673人(32,176人)前年度比497人増、1.5%増

### (2) 保険給付費

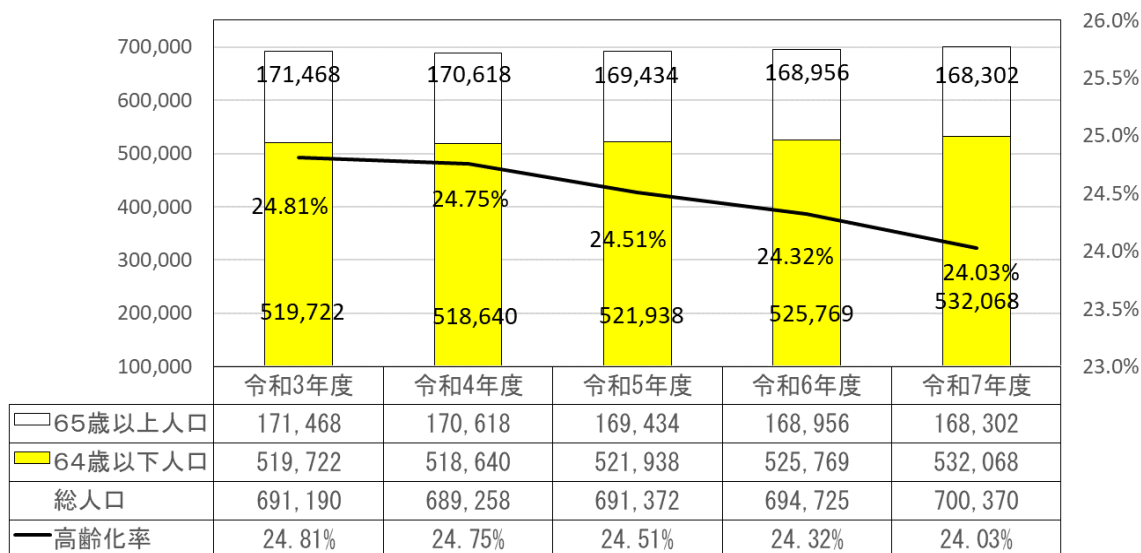
62,320,389千円(59,801,195千円)

前年度比2,519,194千円増、約4.2%増

※ 主な増理由としては、特別養護老人ホームの利用額が伸びている。

### 《参考》【足立区の総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移】

(各年4月1日現在)



※ 足立区の高齢化率(24.03%)は23区中で葛飾区と同率で一番高く、次いで、北区(23.62%)、板橋区(22.63%)となっている。

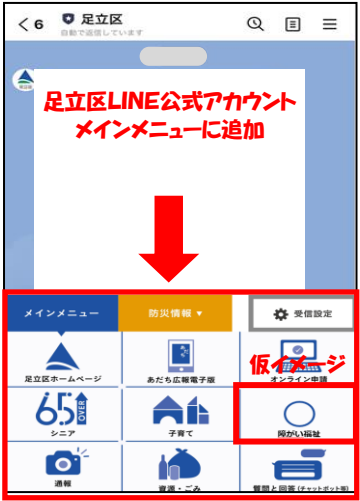


## 3 令和6年度の地域密着型サービスの指定及び廃止状況

サービス	指定	廃止	施設数 (令和7年3月31日現在)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	5
夜間対応型訪問介護	0	0	1
地域密着型通所介護	4	7	78
認知症対応型通所介護	0	0	25
小規模多機能型居宅介護	0	0	13
認知症対応型共同生活介護	0	0	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	5

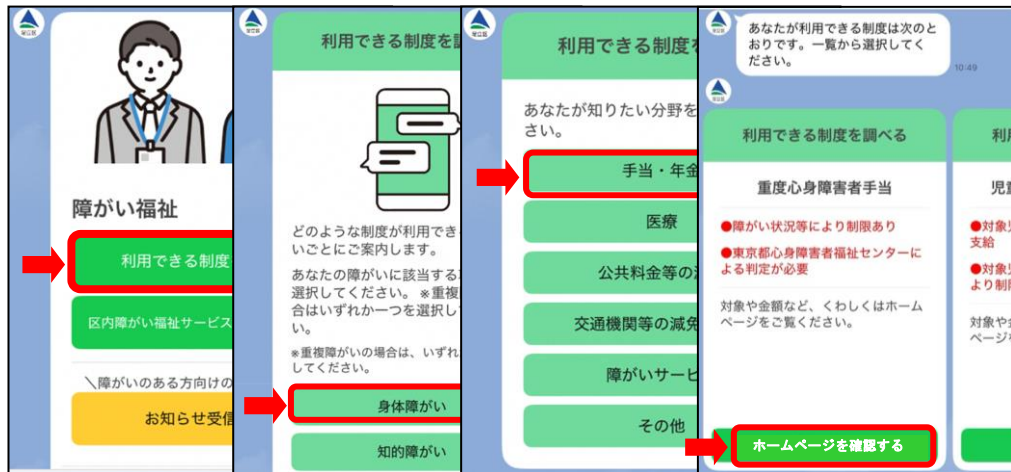
## 4 今後の方針

令和8年度に策定する足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の改定作業を円滑に進めるため、プロポーザルで事業者を決定した。今年度は計画の基礎資料とするため、高齢者及び介護サービス事業者等を対象とした「高齢者等実態調査」を実施する。

件名	令和7年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募結果について												
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課												
内容	<p>国有地を活用した地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について、結果を報告する。</p> <p><b>1 公募概要</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>募集事業</td><td>以下の①②を併設 ① 認知症対応型共同生活介護 ② 小規模多機能型居宅介護</td></tr><tr><td>所在地 (面積)</td><td>足立区六町1-1305-7外 (1, 212㎡)</td></tr><tr><td>貸付料</td><td>未定 (事業者決定後、国との見積合わせにより決定)</td></tr><tr><td>対象事業者</td><td>社会福祉法人(国が貸付相手を限定)</td></tr><tr><td>募集期間</td><td>8月14日(木)から8月28日(木)まで</td></tr></tbody></table> <p><b>2 結果</b></p> <p>応募なしにより公募を終了した。</p> <p>※ 「貸付料が未定」「貸付相手が社会福祉法人のみ」であることが応募の弊害となっていたと意見があったため、国に確認したが、対象事業者を広げる等の対応は認められなかった。</p> <p><b>3 今後の方針</b></p> <p>第9期介護保険事業計画及び区内介護施設の需給状況を踏まえ、引き続き、民有地に加え公有地も活用して整備していく。</p>	項目	内容	募集事業	以下の①②を併設 ① 認知症対応型共同生活介護 ② 小規模多機能型居宅介護	所在地 (面積)	足立区六町1-1305-7外 (1, 212㎡)	貸付料	未定 (事業者決定後、国との見積合わせにより決定)	対象事業者	社会福祉法人(国が貸付相手を限定)	募集期間	8月14日(木)から8月28日(木)まで
項目	内容												
募集事業	以下の①②を併設 ① 認知症対応型共同生活介護 ② 小規模多機能型居宅介護												
所在地 (面積)	足立区六町1-1305-7外 (1, 212㎡)												
貸付料	未定 (事業者決定後、国との見積合わせにより決定)												
対象事業者	社会福祉法人(国が貸付相手を限定)												
募集期間	8月14日(木)から8月28日(木)まで												

件名	足立区LINE公式アカウントを活用した障がい者支援機能の運用開始について
所管部課	福祉部 障がい福祉課、福祉部 障がい援護課 衛生部 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課
内容	<p>令和6年第2回定例会において、障がいのある方が障がい福祉に関する情報を見つけにくい現状があるとの意見があった。</p> <p>この課題を解消する方策として足立区LINE公式アカウントを活用し、障がい福祉情報を検索できる機能等を構築し、以下のとおり運用を開始した。</p> <p><b>1 運用開始時期</b> 令和7年10月末</p> <p><b>2 足立区LINE公式アカウント上の障がい者支援機能のイメージ</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin: 0 20px; text-align: center;"> <p>展開</p>  </div>  </div> <p><b>3 障がい者支援機能の概要</b></p> <p>(1) 障がい福祉情報の検索機能 チャットボット機能を活用し、障がい種別、知りたい分野を選択することで該当サービスの区ホームページを案内</p> <p>(2) 障がい福祉サービス事業所検索機能 ア 位置情報機能を活用し、近隣の事業所を表示 イ 事業所のホームページとリンクし、事業所情報の詳細を確認</p> <p>(3) お知らせ配信機能 足立区LINE公式アカウントの障がい者支援機能に障害者手帳の情報や生まれ年月を登録することで、関連する情報を受信できる。</p> <p>※ お知らせの例 ADACHI 障がい者アート展や障がい者施設地域交流展示会の開催情報、障害福祉サービス等受給者証の更新案内、心身障害者(児)医療費助成受給者証の送付案内</p>

#### 4 障がい福祉情報の検索機能のイメージ



#### 5 開発経費

なし

#### 6 今後のスケジュール（予定）

11月：あだち広報、区公式SNS、区HPの掲載や周知カード配付による周知

件名	<b>令和7年度「第44回足立区障がい者週間記念事業」の実施について</b>																		
所管部課	福祉部 障がい福祉センター																		
内容	<p>「障害者基本法」が定める障害者週間（12月3日～9日）にあわせ、障がい者・児の自立と社会参加の意欲向上とともに、区民の理解向上と啓発を目的として、以下の記念事業を実施する。</p> <p><b>1 日時・場所等</b></p> <p>(1) 庁舎ホール 令和7年11月29日（土）</p> <table border="1" data-bbox="363 770 1423 1093"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>概 要（予定）</th> <th>時 間（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>式典及び障がい理解普及・啓発企画</td> <td>実行委員長、区長、議長、来賓等挨拶、eスポーツ関係者による体験談等</td> <td>午前10時00分～ 午前11時15分</td> </tr> <tr> <td>ふれあい発表会</td> <td>障がい者団体によるダンス等の発表</td> <td>午前11時30分～ 午後1時30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区役所1階アトリウム</p> <table border="1" data-bbox="363 1191 1423 1433"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>期 間※1</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作 品 展</td> <td>11月28日（金）～ 12月4日（木）</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>お楽しみコーナー （販売・体験※2）</td> <td>11月29日（土） ～12月4日（木）</td> <td>午前10時～午後5時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 11月29日（土）、11月30日（日）も実施する          ※2 11月29日の体験コーナーは、式典終了後の11時から開始する</p> <p><b>2 アトリウムにおける事業の内容</b></p> <p>(1) 作品展 障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を区役所アトリウムで展示する。</p> <p>(2) お楽しみコーナー（販売・体験） 障がいのある方の自主製品の販売や、障がい者団体による体験コーナーを日替わりで実施する。</p> <p>ア 販売コーナー パウンドケーキ、クッキー、手芸品など</p> <p>イ 体験コーナー 手話体験、有資格者によるマッサージ体験など（予定）</p> <p>(3) 来場者プレゼント</p>	内 容	概 要（予定）	時 間（予定）	式典及び障がい理解普及・啓発企画	実行委員長、区長、議長、来賓等挨拶、eスポーツ関係者による体験談等	午前10時00分～ 午前11時15分	ふれあい発表会	障がい者団体によるダンス等の発表	午前11時30分～ 午後1時30分	内 容	期 間※1	時 間	作 品 展	11月28日（金）～ 12月4日（木）	午前9時～午後5時	お楽しみコーナー （販売・体験※2）	11月29日（土） ～12月4日（木）	午前10時～午後5時
内 容	概 要（予定）	時 間（予定）																	
式典及び障がい理解普及・啓発企画	実行委員長、区長、議長、来賓等挨拶、eスポーツ関係者による体験談等	午前10時00分～ 午前11時15分																	
ふれあい発表会	障がい者団体によるダンス等の発表	午前11時30分～ 午後1時30分																	
内 容	期 間※1	時 間																	
作 品 展	11月28日（金）～ 12月4日（木）	午前9時～午後5時																	
お楽しみコーナー （販売・体験※2）	11月29日（土） ～12月4日（木）	午前10時～午後5時																	

アンケートに回答した来場者に、令和6年度展示の一部作品をデザインしたポストカードを配布する。

(4) 展示作品のデザイングッズ販売

作品展の出品作品をモチーフにしたTシャツや小物などのデザイングッズを販売するプラットフォームのリンクを、引き続き障がい者週間記念事業のホームページに設定する。

※ 令和6年度のアンケートで「目立つようにデザイングッズを会場内で展示してほしい」という声があり、デザイングッズと共に商品の二次元バーコードが展示できるブースを準備する。

(5) インタビュー動画の放映

障がい者アート展を応援する方々のインタビュー動画を会場で放映すると共に、区ホームページ、SNSでも公開する。

### 3 周知方法

(1) ポスター掲示

障がい福祉施設、コミュニティバスはるかぜ、区内の高校・大学、住区センター、図書館、地域包括支援センター等

(2) チラシ配布

障がい福祉施設、駅、区内の高校・大学、住区センター、図書館、地域包括支援センター、区民事務所、町会・自治会等

(3) あだち広報11月25日号に掲載

(4) 区SNS (X:旧ツイッター、Facebook) に掲載

(5) C4th Home&School (学校と保護者とのスマホアプリ等を使った連絡ツール) を活用した区立小・中学校への周知